

大口町褒賞規程

(目的)

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、大口町において公共の福祉増進につくし、若しくは文化及びスポーツの発展に貢献し顕著な功績のあったもの又は町民の意識高揚に努め他の模範になると認められるものを町長が褒賞するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(褒賞の対象)

第2条 褒賞は、団体又は個人で次の各号のいずれかに該当するものに対して、町長が行う。

- (1) 大口町表彰条例施行規則（昭和57年大口町規則第14号。以下「施行規則」という。）別表の一般表彰の表彰基準（以下「一般表彰基準」という。）の対象となる職で、その在職期間が一般表彰基準の3分の2以上ある者
- (2) 町内の公立小中学校の校長として8年又は教頭として12年以上在職した者
- (3) 前2号の職を除いた法令又は条例に基づく公職に10年以上在職した者
- (4) 町の発展又は公益に寄与する活動をおおむね10年継続したもの
- (5) 自己の危機又は犠牲を顧みず人命を救助したもの
- (6) 公益のため町に私財を寄贈したもの
- (7) 全国規模以上の大会に県代表等出場する又は出場したもの
- (8) 全国規模以上の評価を受けたもの
- (9) 婚姻して50年以上を迎えた者
- (10) 町が主催する大会、選考会等で優秀な成績を収めたもの
- (11) 町が後援等する団体が主催する大会、選考会等で優秀な成績を収めたもの
- (12) その他前2号に準ずるものとして町長が認めたもの。

2 前項第1号に該当する者のうち、大口町表彰条例（昭和47年大口町条例第22号）に規定する表彰に該当するものについては、この訓令による褒賞を行わない。

(褒賞の方法)

第3条 褒賞は、次の区分により行う。

- (1) 感謝状 前条第1項第1号から第6号までに該当するものに授与する。
- (2) 褒賞状 前条第1項第7号から第9号までに該当するものに授与する。
- (3) 賞状 前条第1項第10号から第12号に該当するものに授与する。

2 前項の褒賞には記念品又は金員を添えて行うことができる。

(褒賞の時期)

第4条 褒賞は、必要に応じ、その都度これを行う。

- 2 第2条第1項第1号から第3号までに該当する者については、当該職を辞した後に褒賞するものとする。
- 3 前項に規定する者に係る在職年数の計算については、施行規則第5条第1項及び第6条の規定を準用する。

(選考の手続)

第5条 被褒賞者の選考は、第2条第1項各号の内容にもっとも関係のある課長が町長に諮り、町長が決定する。ただし、第2条第1項第4号及び第10号から第12号までに該当する被褒賞者の選考については、大口町褒賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）に諮らなければならない。

- 2 選考委員会の委員の定数は10人以内とし、部長級以上の職員で構成する。
- 3 選考委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員会において互選する。
- 4 第1項ただし書の場合においては、施行規則に定める表彰調書に準じた様式を用いるものとする。

(重複褒賞)

第6条 褒賞は、同一の事由については、重ねて褒賞しない。ただし、受賞者が第2条第1項第5号から第8号まで及び第10号から第12号までに該当するものについては、この限りでない。

(取消し)

第7条 被褒賞者が、褒賞の決定から受賞までの間に受賞者としてふさわしくない行為があったときは、決定を取り消すことができる。

(その他必要事項)

第8条 この訓令に定めるもののほか、褒賞の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成24年9月28日 大口町訓令第15号)

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日 大口町訓令第3号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。